渋谷区告示第２０４号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成１４年法律第７８号）第３８条第４項の規定に基づき、恵比寿フラワーホームマンション再生組合の解散を令和８年８月１７日付け申請書のとおり認可したので、同条第６項の規定により、次のように告示する。

令和８年１０月２７日

渋谷区長　　長　谷　部　　健

１　解散するマンション再生組合の名称

恵比寿フラワーホームマンション再生組合

２　事務所の所在地

東京都新宿区四谷三丁目１２番地　株式会社 UG 都市建築内

３　再生後マンションの敷地の区域

東京都渋谷区東三丁目１番１２、同１番１、同１番３

４　解散理由

恵比寿フラワーホームマンション建替事業が完成したため

５　解散の認可の年月日

令和８年１０月２７日